

屋外広告物等許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 入間市長

申請者 住所 埼玉県入間市〇〇〇〇-〇〇

氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり屋外広告物等を表示・設置したいので、埼玉県屋外広告物条例第6条第1項(第7条第5項)の規定により申請します。

	住 所		氏名又は名称		電 話
管 理 者	埼玉県入間市〇〇〇-〇〇		〇〇広告 株式会社		04-2964-〇〇〇〇
	資格	屋外広告業者・屋外広告物講習会修了者・屋外広告士・その他() 第〇〇〇〇号 ※広告物によっては専門知識を有する者であること(高さ4m超え等)			
工事施工者	埼玉県入間市〇〇〇-〇〇		〇〇広告 株式会社		04-2964-〇〇〇〇
意匠設計者	東京都〇〇市〇〇-〇〇		〇〇デザイン 株式会社		04-〇〇〇〇-〇〇〇〇
工事予定期間	着工予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		完了予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
屋外広告物等の種類、数量、規模、色彩並びに表示・設置の場所及び期間	種 類	広告板		数 量	10 m^2 ・枚・個・張 本・基・台
	規 模	(縦)	(横)	(面数)	(合計面積)
	色 彩	使用されている色のうち面積が最大の箇所 文字・背景・マーク ・その他()		左記の色の色相 / 明度 / 彩度 2. 5Y / 9 / 1	
	表示・設置の場所	(地番表記)		表示・設置の期間	令和 年 月 日 令和 年 月 日
道路占用許可年月日番号等	年 月 日 第 号		※道路上に広告を掲出する場合は予め道路占用許可の手続きを行ってください。		
※受付年月日	※算定手数料 (数量)(単価)	※ 第 号		令和 年 月 日	
	円	申請者様			
	×				
	=	入間市長 〇〇 〇〇 圃			
(合計)	円	記入しないでください			
	令和 年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等の表示・設置については、埼玉県屋外広告物条例第6条第1項(第7条第5項)の規定により、申請のとおり(次の条件を付して)許可する(しない)。				
	条件※				

注1 該当する事項を○で囲むこと。

2 色彩欄については、条例第6条第1項の規定による許可の申請の場合に記入すること。

3 色相/明度/彩度については、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Z8721に規定する表示方法により記入すること。

4 埼玉県屋外広告物条例施行規則第2条の2を順守すること。

5 ※印の欄には記入しないこと。

(添付書類)

- ・ 案内図、周囲の状況の図面又は写真
- ・ 広告物の仕様書及び設計図
- ・ 所有者等の借用承諾書等
- ・ 広告物の上端の高さが4mを超える場合、管理者の資格を証する書類
- ・ 自主点検結果確認書（既に設置されている広告物等に広告物を表示する場合のみ）
- ・ その他（必要に応じて）

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に入間市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、入間市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において入間市を代表する者は、入間市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。